管理産業廃棄物処理基準（処理の緊急性に鑑み基準をそのまま適用することが適当でないと環境大臣が認めた場合においては、適用することが適当でないものとして環境大臣が指定する基準を除く。第十条の十五第四号において同じ。）に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

（特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しない者）

第十条の十五　法第十四条の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　災害その他やむを得ない事由により緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために環境大臣又は都道府県知事が特に必要があると認める場合において、当該事由を勘案して環境大臣又は都道府県知事が定める期間に特別管理産業廃棄物を適正に処分又は再生する能力がある者として環境大臣又は都道府県知事が指定する者（法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従い、環境大臣又は都道府県知事が指定した産業廃棄物の処分又は再生を業として行う場合に限る。）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の十七　（略）

２　（略）

３　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類

イ・ロ　（略）

ハ　第二条の三第一号、第二号、第四号又は第六号に該当する者であることを示す書類

ニ・ホ　（略）

４・５　（略）

（特別管理産業廃棄物処分業の許可を要しない者）

第十条の十五　法第十四条の四第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（新規）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第十二条の七の十七　（略）

２　（略）

３　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

二　他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類

イ・ロ　（略）

ハ　第二条の三第一号、第二号、第四号、第六号又は第十号に該当する者であることを示す書類

ニ・ホ　（略）

４・５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。